

日立市浸水対策事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大雨等による住宅（併用住宅を含む。以下同じ。）の床上浸水を防止するため、浸水対策工事を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年日立市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、浸水対策工事とは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	摘 要
住宅かさ上げ工事	床上浸水を防止するため、住宅の基礎及び床面を既存の高さよりも高くする工事
防水板設置工事	住宅の浸水を防止するため、住宅の出入口や門扉等に、浸水に耐える材質で取り外し又は移動が可能な、防水板等を設置する工事

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 床面積の合計が10平方メートル以上の住宅を所有又は賃借（使用賃借を含む。）し、自己若しくは賃借人の居住の用に供するために、別に定める登録事業者による浸水対策工事を行う者
- (2) 前号の場合において、住宅かさ上げ工事にあつては、過去に床上浸水被害を受けたことのある者及びこの要綱の趣旨に類似する制度に基づいた補助金の交付を受けたことがない者
- (3) 申請日現在において、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）を滞納していない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しない者

（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる助成率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、その限度額は同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	助成率	限度額
住宅かさ上げ工事に要する経費	3 / 4	3, 0 0 0, 0 0 0円
防水板設置工事に要する経費	3 / 4	3 0 0, 0 0 0円

2 助成金の交付は、前項の表の区分に掲げる経費ごとに、対象住宅1棟につき1回とする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条に規定する助成金の交付の申請は、日立市浸水対策事業助成金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添付して行うものとする。

（交付決定及び通知）

第6条 規則第5条の2の規定による助成金の交付の決定は、日立市浸水対策事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（申請の変更及び中止）

第7条 規則第6条第1項の規定による変更及び中止の申請は、日立市浸水対策事業助成金交付変更・中止申請書（様式第3号）により行うものとする。

（変更決定の通知）

第8条 規則第6条第4項の規定による変更決定の通知は、日立市浸水対策事業助成金交付決定変更通知書（様式第4号）により行うものとする。

（実績報告及び助成金の請求）

第9条 規則第6条の2の規定による実績報告及び規則第8条の規定による助成金の

請求は、日立市浸水対策事業助成実績報告書兼請求書（様式第5号）に、関係書類を添付して行うものとする。

（額の確定及び助成の実行）

第10条 市長は、前条の請求を適当と認めたときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金等の額の確定を行い、助成決定者に対し、助成を行うものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 助成決定者は、浸水対策工事完了日から起算して10年の期間について、正当な理由なく防水板等を処分（撤去等）してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

日立市長 殿

申請者 氏名
住所
電話

日立市浸水対策事業助成金交付申請書

日立市浸水対策事業助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

助成金交付申請額	
工事の区分	
建物所在地	
所有の形態	
面積	

※ 添付書類

- (1) 建物の所有し、又は賃借していることを明らかにする書類の写し
- (2) 日立市浸水対策事業助成該当要件等誓約書兼同意書
- (3) 見積書その他工事に要する費用を確認することができる書類
- (4) 賃貸住宅の所有者の申請にあつては、当該住宅の入居者の承諾書
- (5) 賃貸住宅の借入者の申請にあつては、当該住宅の所有者の承諾書
- (6) その他市長が必要と認める書類

日立市浸水対策事業助成金交付決定通知書

殿

年 月 日付けで申請のあった浸水対策事業については、日立市浸水対策事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

日立市長

印

記

助成金の交付決定額	
工事の区分	
建物所在地	
面 積	
助成金等の交付条件	
助成金交付に係る指示事項	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

日立市長 殿

申請者 氏 名

住 所

電 話

日立市浸水対策事業助成金交付変更・中止申請書

年 月 日付けで申請した浸水対策事業に係る事業計画を変更（中止）
したいので、日立市浸水対策事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申
請します。

記

1 工事の区分 (1) 住宅かさ上げ工事 (2) 防水板設置工事

2 事業計画変更（中止）の理由

日立市浸水対策事業助成金交付決定変更通知書

殿

年 月 日付け日立市指令 第 号により通知した浸水対策事業について、日立市浸水対策事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付金額を変更したので通知します。

年 月 日

日立市長



記

工 事 の 区 分		
助 成 金 の 交 付 決 定 額	変 更 前	
	変 更 後	
助 成 金 の 変 更 理 由		
助 成 の 交 付 条 件		
助成金交付に係る指示事項		

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

日立市長 殿

請求者 氏名

所在地

電話

日立市浸水対策事業実績報告書兼請求書

年 月 日付け日立市指令 第 号により助成金の交付決定の通知を受けた浸水対策事業が完了したので、日立市浸水対策事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告し、助成金の交付を請求します。

記

工 事 の 区 分		
事業の完了年月日		
助成金	交付決定額	
	精 算 額	
助 成 金 の 振 込 先		
添 付 書 類		